

阿倍野区路上喫煙対策検討会 傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 阿倍野区路上喫煙対策検討会を傍聴しようとする方は、受付において区役所の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、検討会開始予定時刻の30分前から先着順で行い、定員（10名）になり次第、受付を終了します。
なお、受付開始時点において定員を超える場合には、くじ等により傍聴者を決定します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは、受信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、阿倍野区長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 検討会開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は、会議の支障となるような行為をしないこと

3 検討会の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、区役所の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。